

記載例（半壊の場合）

修理見積書

（全壊・大規模半壊・中規模半壊・**半壊**・準半壊）

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） **1,650,000** 円（消費税込）

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（国制度分）（※1） **706,000** 円（消費税込）

見積金額（県制度分）（※1） **500,000** 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） **444,000** 円（消費税込）

このケースでは、応急修理対象分の金額は1,650,000円だが、限度額（国制度：706,000円、県制度：500,000円）を超えることから、各制度の限度額を記載し、限度額を超える部分（444,000円）は被災者が負担する。

工事名称	金額 (消費税込)	うち国制度分（消費税込）	うち県制度分（消費税込）	備考
		【限度額】	【限度額】	
		全壊：706,000円 大規模半壊：706,000円 中規模半壊：706,000円 半壊： 706,000円 準半壊：343,000円	全壊：1,000,000円 大規模半壊：1,000,000円 中規模半壊：500,000円 半壊： 500,000円 準半壊：300,000円	
① 屋根工事（ルーフィング、瓦交換）	750,000 円	706,000 円	44,000 円	
② 仮設足場	200,000 円	— 円	200,000 円	
③ 天井工事（天板、壁紙）	150,000 円	— 円	150,000 円	
④ 窓工事（サッシ交換）	200,000 円	— 円	106,000 円	
⑤ 床工事（床下断熱、床板交換）	350,000 円	— 円	— 円	
⑥	0 円	— 円	— 円	
合計	1,650,000 円	706,000 円	500,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

※2 「うち国制度分」欄、「うち県制度分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「—」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

応急修理実施予定期間（工期）（※3） **30** 日間

※4 日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の工事にかかる期間（工期）のみ記載すること。

〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所	〇〇〇〇市〇〇〇 〇-〇-〇
会社名	〇×〇×工務店
電話番号	***-***-****
代表者名	〇〇〇〇

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所	〇〇市〇〇 〇-〇-〇
氏名	〇〇〇〇

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名